

商品名 決済用預金

[2026年2月16日現在]

商品名(愛称)	普通預金無利息型、普通預金無利息型総合口座(決済用預金)
販売対象	法人、個人
期間	特に期間の定めはありません。
預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	随時預入 1円以上 1円単位
払戻方法	随時払戻しできます。
利息	付利しません。
税金	-
手数料	-
付加できる特約事項	公共料金等の自動支払および給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取ができます。 個人のは総合口座の取扱いができます。
中途解約時の取扱い	-
金利情報の入手方法	-
苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または顧客相談室(9時～17時、フリーダイヤル 0120-102-156)にお申し出ください。 紛争解決措置 愛知県弁護士会(電話:052-203-1777)、愛知県弁護士会西三河支部(電話:0564-54-9449)の紛争解決センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記顧客相談室または紛争解決センター(10時～16時)にお申し出ください。
その他参考となる事項	現在ご利用の「普通預金」から「決済用預金」に切替えることができます。 ただし、「決済用預金」から「普通預金」に切替えることはできません。 「決済用預金」口座開設時および「決済用預金」への切替え時には、「普通預金無利息型取扱依頼書(兼普通預金無利息型総合口座取扱依頼書)」をご提出いただきます。(印紙税200円をご負担いただきます。) 「普通預金」から「決済用預金」に切替える場合、口座番号・通帳・キャッシュカードは、現在お持ちのものをそのままご利用いただけます。また、口座振替の変更の手続きも必要ありません。 預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって全額が保護の対象となります。ただし、普通預金無利息型総合口座の担保定期預金は決済用預金ではありませんので、全額保護の対象とはなりません。